

人とペットの災害対策ガイドライン
災害への備えチェックリスト



はじめにーこの冊子の使い方ー

ひとたび災害が発生すれば、被災者の中には必ずペットの飼い主も含まれ、避難の際にはペットとの同行避難が行われます。

このチェックリストは、災害時に必要な人とペットの災害対策について、特に市区町村などの基礎自治体が行う災害への平時の備えと、災害発生後に迅速に行わなければならない基本的な行動を確認するために作成したものです。作成に当たっては、これまでの災害における経験や、広域にわたる大規模災害への対応の課題を探るために環境省が全国8ブロックで行った、広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練で得られた知見を活用しています。

この冊子ではまず第1項で、特に重要だと考えられる、災害時に被災者等が真っ先に利用する「指定緊急避難場所」や「指定避難所」での同行避難の受入れ等に係る注意点をまとめました。次に第2項に避難所等でのペットを連れた被災者への対応で特に必要となるポイントをまとめています。

さらに、第3項では災害時の動物救護活動を計画的に実施するために自治体に対応すべき項目について、内閣府¹が挙げる17項目に沿って整理したうえで、動物救護活動に関する平時の備えと災害発生後の活動とに分けて、それぞれチェックリストを作成しました。

それぞれのチェックリストは、□にチェックしながら各項目への対応状況を確認できるようになっています。チェック項目は簡潔に記載していますが、それぞれに解説を設けていますので、必要に応じて参照してください。市区町村などの基礎自治体の防災担当の皆さまには、このチェックリストを活用して地域防災計画を再度見直すなど、地域の防災対策の一環としてペットの飼い主支援にも取り組んでいただきたいと思います。

なお、ここに書かれている対策は、災害時の被災者支援の体制を構築し、救護活動を実践するためのものですが、作られた体制が実際に機能するかを確認するためには、防災訓練を定期的に行うことが重要です。それぞれの地域の実情に合わせたペットとの同行避難訓練等を通じて結果を検証した上で、新しい知見や更に対応が必要な事項が生じた際には、PDCA²サイクルに従って、それまでの計画や活動内容を見直してください。

¹ 地方都市等における地震対応のガイドライン,2013,内閣府（防災担当）
http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/pdf/chihou_guidelines.pdf

² Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念

目次

はじめにーこの冊子の使い方	1
1. ペット同行避難の受入れ	3
(1) ペット同行避難の受入れチェックリスト	4
(2) チェックリストの解説	5
2. 避難所等におけるペット連れ被災者への対応	7
(1) 避難所等におけるペット連れ被災者への対応チェックリスト	8
(2) チェックリストの解説	9
3. 災害時の動物救護活動の計画的な実施	13
(1) 市区町村における災害対応確認項目（赤字は動物救護活動のための特記事項）	14
(2) 動物飼養避難者のための対応準備チェックリスト【平時の備え】	16
(3) 動物飼養避難者の救護活動チェックリスト【災害発生後の活動】	17
(4) 「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づく解説	18
4. 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練の実施状況	23
(1) モデル図上訓練の実施状況	23
(2) モデル図上訓練から見えた課題	28
事例紹介	29
常設の動物救護施設の事例	29
5. チェックリストのまとめ	34
人とペットの災害対策に関する環境省出版物	38

1. ペット同行避難の受入れ

環境省は、東日本大震災での経験から、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「**同行避難**」を推奨してきました。「**同行避難**」は、災害時に自宅等に留まることが危険だと判断した際に、人とペット双方の被害を避けるためにペットを連れて行う「**避難行動**」を意味します。我が国では、子どもの数よりも多くの犬や猫が飼育されており、災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所（以下、両方をまとめて指す場合は「緊急避難場所等」という。）に**避難してくる住民等の中には、必ずペットと同行避難してくる方々が一定の割合で含まれます。**

本項では、災害が発生した際に被災者が真っ先に向かう緊急避難場所等での受入対応にあたって、ペット連れの被災者の視点から見たチェック項目とその解説を記載しています。

<解説：指定緊急避難場所と指定避難所>

指定緊急避難場所・指定避難所等は、防災担当部局により、地域に応じた被害想定に基づいて、地震や豪雨による土砂崩れ、水害が起こらない場所、津波の被害にあわない場所など、災害種別ごとに安全な場所が指定され、住民に周知されています。

特に、指定緊急避難場所は、速やかな避難が必要な際に、とにかく一時的にでも避難する場所です。例えば津波や洪水の発生に備えた高台や強健なビルの上層階、土砂災害の心配が全くない場所等が指定されています。

また、避難所等の指定や運営に関しては、指定のための手引きや避難所運営ガイドライン等があり、平時の準備や災害時の対応等が取りまとめられています。

参照：指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月内閣府）
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>

<解説：なぜ同行避難が必要なのか？>

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救護本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救護本部活動の記録編集委員会編、1996）」でも述べられています。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となりました。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要です。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となります。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもありました。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要があります。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要です。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省）p11
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

(1) ペット同行避難の受入れチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	詳細	解説
<input type="checkbox"/>	緊急避難場所等での準備	飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースは準備できていますか。	<解説1>
<input type="checkbox"/>		緊急避難場所等は誰もが利用できる場所ですか。	
<input type="checkbox"/>		ペットを連れてきた被災者等への対応が十分に整理され、職員にも周知されていますか。	
<input type="checkbox"/>		緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所を確保していますか。	
<input type="checkbox"/>	防災無線やSNSでの発信	効果的に避難を促すために、ペットとの同行避難を含めた伝達情報を定めていますか。	<解説2>
<input type="checkbox"/>		住民に避難を促すための手段を複数準備し、住民に周知してありますか。	
<input type="checkbox"/>		住民への情報の伝達手段にSNSの利用を導入し、周知していますか。	
<input type="checkbox"/>	要配慮者への対応	視覚障害、聴覚障害などを持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできていますか。	<解説3>
<input type="checkbox"/>	情報の周知	以上のような情報が担当職員や住民に周知されていますか。	<解説4>

(2) チェックリストの解説

<解説1>

□ **緊急避難場所等での準備**：緊急避難場所等でのペットの飼養スペースは準備できていますか。

- ・ 飼い主が同行避難をしてきた際のペットの飼養スペースは準備できていますか。
- ・ 緊急避難場所等にはペットを連れてきた人も避難してきますので、**誰もが利用できる場所であることが重要**です。
- ・ 指定緊急避難場所等でペットを連れてきた被災者等への対応が十分に整理・周知されていないことが原因で、現場で混乱が生じる事例がみられます。
- ・ 大規模災害等では、被災者数が多く体育館等の緊急避難場所等に避難者が入り切れない事態が発生することもしばしばあります。
- ・ その場合は当然ながら**ペットは飼い主とは別の場所に係留して世話を**する必要が生じますので、少なくともペットに提供できる、**最低限、雨風がしのげる場所**を探しておく必要があります。
- ・ ペットの飼育に使える場所を緊急避難場所等ごとに考えておきましょう。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン³ P5, 11, 45-49

<解説2>

□ **防災無線や SNS での発信**：効果的に避難を促すために発信する情報を予め定め、その中にペットとの同行避難を含めていますか。

- ・ 自治体が住民に避難を促す際に、どのような事項をどのように伝達するか、予め決めておく必要があります。その際に、**ペットの飼い主に同行避難を促すことを含めておく**ようにしてください。
- ・ これまでの災害では豪雨や台風などの騒音で避難を促す防災無線が聞こえず、情報が住民に伝わらなかったことがあります。市区町村等の住民に直結した自治体は、地域の防災無線だけでなく、有線放送、ラジオなどで各家庭に正確な情報が伝わるように、**様々な情報の伝達方法を準備**し、それらの利用方法を周知しておきましょう。

³ 人とペットの災害対策ガイドライン：

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

- ・ 早急な避難を促すために SNS による発信が非常に有効です。災害時に利用できる機能等を検討・導入し、周知しましょう。なお、運用の際は、誤った情報が拡散しないよう注意しましょう。

<解説 3>

- 要配慮者への対応：視覚障害、聴覚障害などを持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできていますか。

- ・ 盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障害者補助犬は、障害を持った方々の手足となる重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。市区町村の災害対応部局は保健衛生部局や福祉部局から身体障害者補助犬の利用者情報を入手して、該当する地域の避難所での受入れ態勢を整えるとともに、災害時にはいち早く避難指示を出して避難を支援する必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P73

都道府県身体障害者補助犬法担当窓口一覧（平成 30 年 12 月）
<https://www.hojyoken.or.jp/outline/info/contact.html>

身体障害者補助犬実働頭数（都道府県別）（令和 2 年 4 月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000646841.pdf>

<解説 4>

- 情報の周知：上記のような情報が担当職員や住民に周知されていますか。

- ・ 全ての緊急避難場所等で同行避難を受け入れる方針を明確にしている自治体等においても、現場の管理に携わる担当者等がそれを理解していなければ混乱するおそれがあります。
- ・ また、避難所のルールなどの基礎情報は、災害が起こった場合にすぐ必要となりますので、ペットの扱いを含め、平時に自治会や民生委員等を通じて周知しておくことが重要です。
- ・ スマートフォンやパソコンが普及している一方でこれらを利用しない人々も大勢いることを考え、印刷物等による情報の伝達、普及も行う必要があります。
- ・ ペットの受入れが困難な緊急避難場所等があれば、その周知を徹底しておくことは人命を守るためにも特に重要です。

2. 避難所等におけるペット連れ被災者への対応

自宅に居住できなくなった被災者を受け入れる指定避難所等の中には、避難スペースの問題などからペットを飼う場所が確保できず、ペットを連れた被災者が滞在できない所もあります。その場合はペットを受け入れられる避難所や預け先をペットの飼養者に紹介する必要が生じます。

災害時の判断や対応はあくまで自助が基本となり、自身や家族の安全を確保するために、得られる情報の下で最善の手段を考えて行動する必要があります。飼い主には、ペットの安全や健康に気をつけて、適切に飼養する義務があり、災害時の避難も考えて、ペットを預ける場所や友人等の依頼先を平常時に確保しておくべきです。またペットの受入れが可能な避難所に滞在する際は、他の避難者に迷惑がかからないように、平時からペットの「しつけ」や「衛生管理」を行っておき、ほかの避難者と同様に避難所のルールに従う必要があります。

そのような飼い主の責務が前提にあるとは言え、災害時には自宅等に留まる危険を避けるために、ペットとともに避難所等に避難せざるを得ない避難者が生じます。

このようなことも含めて、災害時に生じる事態に対処するために、以下の点が準備できているかを確認しましょう。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P16-20, 45, 68-69, 96-99

(注) 避難所等が指定緊急避難場所を兼ねる場合：地域によっては地理的な条件などから、指定緊急避難場所を特に設けず、または設けることができず、災害時には直ちに避難所等への避難を促す市区町村もあると思われます。この場合は災害発生からの時間経過の中で、一つの場所を2つの目的で利用する必要があります。災害の発生直後はとにかく命を守るために避難する、誰もが利用できる場所である指定緊急避難場所として住民を受け入れ、当面の危険がある程度去った後は指定避難所として、一定期間の滞在を見据えたルールに基づいた運営をすることになります。このような施設には発災直後はペットを連れた避難者を含む様々な方が避難してくるため、あらかじめ全ての避難者の受入れを考えて準備しておく必要があります。

(1) 避難所等におけるペット連れ被災者への対応チェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	詳細	解説
<input type="checkbox"/>	事前の情報提供	ペットの受入れが可能な避難所等、受入れができない避難所等の所在を公表していますか。	<解説5>
<input type="checkbox"/>		避難所等を運営する防災担当部局はペット等を扱う動物愛護管理部局と十分に連携していますか。	
<input type="checkbox"/>	アレルギーを持つ方等への対応	避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えていますか。	<解説6>
<input type="checkbox"/>	ペットの預け先等の準備	ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してありますか。	<解説7>
<input type="checkbox"/>	支援要請先の確保	獣医師会や愛護団体などとの連携体制はできていますか。	<解説8>

(2) チェックリストの解説

<解説5>

□ **事前の情報提供**：ペットを受け入れられる避難所の存在・受入方法は平時から公表していますか。

- ・ 飼い主は平時から災害時のペットの避難を考え、避難先を準備しますが、いざという時に必要となるペットとともに避難できる避難所等も探しています。ペットを受け入れられる避難所等を確保し、その所在は平常時に必ず公表しておきましょう。
- ・ 公表に当たっては、受け入れ時に提供できる飼養環境などもできるだけ具体的に定めておきましょう。
- ・ ペット連れの被災者専用の避難所やペットと飼い主専用の空間を用意できる避難所を確保できる場合は、積極的に周知を図ることによって、ペット連れの被災者は可能な限りそちらの避難所を利用します。
- ・ この場合、避難所等の運営者にとっても、ペット連れの被災者とそれ以外の被災者が分離されることでトラブルのリスクも大幅に低減され、発災以前にペットを受け入れる準備ができることで獣医師会や動物愛護団体等のボランティア、物資の支援なども受けやすくなります。
- ・ 一方で、例えば広い敷地をもった避難所では、熱中症等に注意しつつ、ペットに車中で過ごしてもらうことが可能ですし、気候や天候にもよりますが、テントを張って過ごすことも可能です。また近くにペットホテルがあれば紹介し、支援獣医師等に一時的なペットの預かりを依頼することも可能でしょう。それぞれの避難所の持つ条件を考えて、ペットの預け先や飼育場所を考えておくことが重要です。
(ペット等の家庭動物等を扱う担当部局と連携して考えてください。)

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P4-5, 48-49, 82

- ・ 指定避難所（自治体が設置）や自治会等が独自に設置する避難所は、危険が去るまでの一定期間を避難者が生活する場として、また災害の発生後に被災地がある程度復興するまでの期間を被災者が過ごす場所として設置されます。したがって大勢の避難者が共同生活を行うため、必然的に、それぞれの避難所には運営のルールが作られ、利用者はそのルールに従う必要があります。

<解説6>

□ アレルギーを持つ方等への対応：避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えていますか。

- ・ 特に動物にアレルギーを持った方や動物が苦手な方は対象動物と接しない場所に滞在していただく必要がありますので、これらの方の居住空間とペットの飼育場所を分離するとともに、避難所等内の移動でも動物との接点がないように、動線を考えて動物との住み分けをする必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P49, 72

参考例 1：被災者配布用チラシの例 (巻末 P35-36)

<解説7>

□ ペットの預け先等の準備：ペットも収容できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してありますか。

- ・ 地理的、構造的な条件などからどうしてもペットを飼育する場所を一定の期間設けることが困難な避難所等で、災害による危険がまだひっ迫しておらず危険が迫るまでに時間的な余裕がある場合は、避難してきたペットの同行避難者に対して、ペットの受入れが可能な避難所等やペットの預け先、ペットの問題について相談できる窓口などを紹介します。
- ・ ペットの収容が可能な避難所等やペットホテル等の連絡先を案内するほか、相談窓口として、災害時に自治体や地方獣医師会が立ち上げる動物救護本部や動物愛護センターなどを紹介するために、自治体の防災担当部局や動物愛護管理部局は平時に獣医師会や愛護団体と協力関係を構築し、必要な案内ができるように準備しておくことが重要です。
- ・ ただし、上記の対応は危険が迫っていない場合に可能な対応であり、危険が迫っている緊急事態には、被災者を危険にさらすこととなりますので、危険が去るまでの間は滞在できる場所を必ず確保しておく必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P24-25, 57-61, 82, 86, 93-97

<解説8>

□ 支援要請先の確保：獣医師会や愛護団体などとの連携体制はできていますか。

- ・ 災害はその規模が大きくなればなるほど、広い範囲からの様々な支援

が必要になります。国や自治体が行う通常の災害支援に関しては近年、広範な支援体制が整備されてきましたが、ペットとその飼い主に對する支援体制の整備はまだまだ十分とは言えません。

- ・ しかしながらこれまでの災害では、地方獣医師会等がすぐに支援活動を開始し、またペットフードなどを扱う民間の企業は、災害時の市区町村からの物資の支援要請に答えるために支援システムを構築しています。また多くのボランティアがペットの支援にも駆けつけます。
- ・ したがって避難所等を設置、運営する市区町村は平時から都道府県等の動物愛護管理部局と連携して、地区の獣医師会や民間企業、動物愛護団体などと災害時の協力体制を構築しておき、いざというときは支援を仰ぎましょう。
- ・ なお災害時の協力体制を構築するには災害の発生をシミュレーションした避難訓練や図上訓練の実施が効果的ですので、市区町村の防災担当部局と動物愛護管理部局は協働して、都道府県や近隣の市区町村も交えた図上訓練などを実施しましょう。
- ・ 図上訓練によって表面化するさまざまな問題に対して、前もって解決策を検討しておくことが、災害時に必ず役に立つと考えられます。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P18-24, 26-27, 54-56, 65-67, 102-105

注)：人とペットの災害対策ガイドライン P26 に記載がある「(一財)ペット災害対策推進協会」は、一定の役割を終えたため令和元年12月に解散しましたが、ペット関連事業者の有志4団体が後継組織「ペット災害支援協議会」を設立し、令和2年1月から災害時のペット関連物資の無償支援を行っています。

～まとめ(再確認)～

ペットと同行避難した避難者への対応で、避難所等を運営する市区町村が避難所を設置する際に考えておくこと、準備しておく必要があることを整理し、再確認しましょう

- 緊急避難場所等では、身体障害者補助犬やペットとの同行避難者を含め、発災初期に緊急避難する全ての被災者を受け入れる準備ができていますか。
- ペットの受入れが可能な避難所は公表されていますか。
- 避難所等では、ペットと同行避難した被災者と他の避難者との間に軋轢が生じないように、滞在場所や動線の分離などの対策がとられていますか。
- 避難がある程度長期にわたる場合に備え、ペットを預かる施設やボランティアの派遣要請等、支援を要請する準備ができていますか。

・内閣府防災情報のページ：

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/>



・避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf



・国土交通省ハザードマップポータルサイト：

<https://disaportal.gsi.go.jp/>



・環境省 ペットの災害対策

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html



・人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月環境省）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html



3. 災害時の動物救護活動の計画的な実施

本項ではこれまでに示してきた災害時の準備に関する重要事項を前提に、災害対応の全般に関して、ペット等の動物救護活動を計画的に実施するために必要な準備作業等の状況を確認します。

この資料は、内閣府が 2013 年に作成した「地方都市等における地震対応のガイドライン」において、市区町村における災害対応確認項目として示された 17 項目にわたる事項を参考に、それぞれの項目について、「日頃の備え」から「災害発生後の動き」の各ステージ（初動段階、応急段階、復旧段階）での動物救護活動に関連する重要な確認項目を赤字で追加的に示し、チェックリストとして抽出したものです。注意深く確認してください。

なおこのチェックリストは主として地震災害の発生を想定していますので、災害の種類によっては更に必要な事項が生じる場合があると思われます。したがって各自治体は地域で想定される災害の種別に基づき、ここで掲げた項目に不足がないかを再度確認し、必要な場合は確認項目を追加してください。

チェックリストの見方

- （1）市区町村における災害対応確認項目は、市区町村などの基礎自治体を実施すべき 17 項目を時系列（日頃の備え、災害発生後（初動期、応急期、復旧・復興期））で示してあります。
- **赤字**で記載している項目は、動物救護活動に関する項目です。
- チェックリストには（1）から動物救護活動に関する項目のみを抽出し、（2）市区町村における動物救護のための日頃の備えチェックリスト」と（3）市区町村における災害時の動物救護活動チェックリスト」として掲載しています。
- 各活動の実施内容について、実施した項目に を入れて確認してください。
- チェックリストの項目や実施内容が、各基礎自治体において不足している、または該当しない場合には、地域の状況に合わせて修正してください。

(1) 市区町村における災害対応確認項目 (赤字は動物救援活動のための特記事項)

項目	準備段階 (日頃の備え)	災害発生後の動き		
		初動段階 (発災当日中)	応急段階 (1日～1週間後)	復旧段階 1週間～1か月(又は数か月)後
1. 災害対策本部の組織・運営	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の耐震化 災害対策本部設置・運営訓練 災害対策本部との連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 本部会議の公開 記者会見の実施 災害対策本部との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町村等の合同による会議 行政職員のこころのケア 	
2. 通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 代替通信手段の検討 関係機関との通信手段の検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信の疎通状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立集落等への通信手段の確保 	
3. 被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集項目の事前整理 情報収集(トリアージ)体制の整備 ペットに関する窓口の検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況に関する情報収集 情報処理(トリアージ) ペットに関する窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等の被害情報収集 	
4. 被害情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線のデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> 地震(余震)情報・津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供 		
5. 応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員の担当業務の整理 応援協定の締結及び訓練 ヘリコプター離着陸場の確保 広域支援・受援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 応援要請 連絡窓口、受入れ態勢確保(駐車場、燃料、災対本部内の事務スペース等) 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び周辺市町村の応援受入れ 広域支援体制に基づく応援の要請 	
6. 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等) 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の周知 被害認定調査、被災証明の発行に関する広報 	<ul style="list-style-type: none"> イベント、キャンペーン等の周知
7. 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> 医師、保健師等の連携体制確保 既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討 獣医師等との連携による動物救護本部設置方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 死傷者の捜索、救出救助 救護所の設置 医療チーム派遣要請 動物救護本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の安置、火葬 放浪ペットの保護、収容 	
8. 避難所等、被災者の生活対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難所施設の耐震化 住民と連携した避難所運営訓練 ペットの受入れが可能な避難所の整備 ペットのいる在宅避難者への対応方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所安全確認、避難者受入れ 衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止 避難所におけるペットの飼養環境の整備 在宅避難者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の環境整備(配慮が必要な人や女性の視点を考慮) 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査 避難所の統廃合、閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	<ul style="list-style-type: none"> 特別な配慮が必要な人への理解 配慮が必要な人の把握、支援体制の検討 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の飼養者の把握と連絡方法の検討 要配慮者のペットの飼養者の把握と対応方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所やホテル・旅館と専門的なスタッフの確保 安否確認、必要な支援の確認・提供 補助犬の利用者と要配慮者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止 多様な情報提供手段による広報 被災者のこころのケア 災害関連死の防止 	
10. 物資等の輸送、供給対策	<ul style="list-style-type: none"> 物流業者等との協定 地域完結型の備蓄 ペット用備蓄品の確保(ケージなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 物資支援要請 物資拠点確保 個人からの物資受入れ方針を広報 	<ul style="list-style-type: none"> 給水の実施 物資拠点の要因確保 ペット関連物資の支援要請と確保 	
11. ボランティアとの協働活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体でのボランティア活動への理解 社協職員等への研修 NPO団体等との事前検討 ペットボランティアの育成・登録 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア受入れ体制の確保、周知 社協職員や専門家等の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者ニーズ把握 移動手段や宿泊場所等の準備 地域コミュニティによる支援体制の確保支援 ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア)
12. 公共インフラ被害の応急処置等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化の着実な実施 道路啓開等の体制の検討・確保 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の準備 専門家と連携して、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開 立入禁止措置や避難の実施 土砂災害派生箇所監視 管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等 	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定		<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定士の支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の実施 被害認定調査の支援要請 被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き 	
14. 被害認定調査、罹災証明の発行				
15. 仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討 ペット飼育が可能な仮設住宅の確保方策の検討・決定 		<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅必要戸数の算出 仮設住宅建設地の決定 空き家情報の広報 配慮が必要な人の配慮内容、人数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 「みなし仮設」受け付け 仮設住宅におけるペットの飼養環境の整備
16. 生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討 	<ul style="list-style-type: none"> 義援金受け付け 	<ul style="list-style-type: none"> 住民向け相談窓口の設置(多様な専門家と連携) 生活資金の貸付 義援金(一次)配分方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の周知、受付 被災企業等の事業再開相談等
17. 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 仮置き場等の候補地選定 廃棄物発生量の事前検討 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> がれき仮置き場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理

地方都市等における地震対応のガイドライン(2013内閣府防災担当) http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/pdf/chihou_guidelines.pdf を参考に作成

(2) 動物飼養避難者のための対応準備チェックリスト【平時の備え】

項目	確認事項	詳細	関係機関 (情報の入手元や伝達先)	<input checked="" type="checkbox"/>
1. 災害対策本部の組織・運営	災害対策本部との連絡体制の構築	・災害対策本部との情報共有	防災担当部局	<input type="checkbox"/>
2. 通信の確保	関係機関との通信手段の検討・決定	・発災時における関係機関との通信手段の検討 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
3. 被害情報の収集	ペットに関する窓口設置の検討・決定	・ペットに関する窓口を一元化 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、動物愛護管理部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
5. 応援の受入れ	広域支援・受援体制の整備	・必要に応じた協定の締結 ・応援職員の担当業務の整理	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
7. 救助・救急活動	既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討	・可能な限り既存の施設を利用 ・建設が必要な際のための用地確保	都道府県または現地動物救護本部	<input type="checkbox"/>
	獣医師等との連携による動物救護本部の設置方針の決定	・動物救護本部の設置にかかる協定 ・動物救護本部の設置手順の検討	都道府県等、地方獣医師会、現地の動物愛護団体等	<input type="checkbox"/>
8. 避難所等、被災者の生活対策	ペットの受入れが可能な避難所の整備	・ペットの受入れについて避難所および関係部局と調整	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
		・地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
		・受入れが出来ない場合の代替方法の検討	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
		・適正飼養の普及	動物愛護管理担当部局、住民	<input type="checkbox"/>
		・同行避難訓練の実施	防災担当部局、施設管理者、動物愛護管理担当部局、住民	<input type="checkbox"/>
		訓練での確認事項	・同行避難者受入れを想定した避難所でのエリア分け	防災担当部局、施設管理者、住民
	・ペット受入れに係る書類の整備		防災担当部局、施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
		・飼い主の会設置の検討	施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
	・避難所のルールの検討	施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>	
	ペットのいる在宅避難者への対応方法の検討	・ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討	防災担当部局、住民	<input type="checkbox"/>
9. 特別な配慮が必要な人への対策	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の飼養状況の把握と連絡方法の検討	・社会福祉担当部局との情報共有	社会福祉担当部局	<input type="checkbox"/>
	要配慮者のペット飼養者の把握と対応方法の検討	・社会福祉担当部局との情報共有	社会福祉担当部局	<input type="checkbox"/>
10. 物資等の輸送、供給対策	ペット用備蓄品の確保（ケージなど）	・広域支援側との連携、調整 ・受援体制の整備	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、民間	<input type="checkbox"/>
11. ボランティアとの協働活動	ペットボランティアの育成・登録	・都道府県等によるペットボランティア研修等と協力 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、社会福祉協議会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
15. 仮設住宅	ペット飼養が可能な仮設住宅の整備方針の決定	・仮設住宅におけるペットの受入れ、飼養に係る検討	施設管理者、防災担当部局	<input type="checkbox"/>

(3) 動物飼養避難者の救護活動チェックリスト【災害発生後の活動】

項目	確認事項	詳細	関係機関 (情報の入手元や伝達先)	☑
1. 災害対策本部の組織・運営	災害対策本部との情報共有	・関連機関との情報共有により災害時の対応を効率化、円滑化	防災担当部局	<input type="checkbox"/>
3. 被害情報の収集	ペットに関する窓口の設置	・ペットに関する窓口を一元化 ・関係機関との情報共有	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
5. 応援の受入れ	広域支援体制に基づく応援の要請	・応援職員等の受入れ	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
7. 救助・救急活動	動物救護本部の設置	・自治体と地方獣医師会、ボランティア団体等の協働	都道府県等、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
	放浪ペットの保護、収容	・放浪ペットへの対応について都道府県または現地動物救護本部や関係機関と連携して活動	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
8. 避難所等、被災者の生活対策	避難所におけるペットの飼養環境の整備	・都道府県または現地動物救護本部との連携 ・ペット受入れ状況の確認 ・避難所でのペットスペースの確保 ・飼い主の会の設置検討 ・避難所の自主飼養ルール策定の推進 ・収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合には、一時預かり先や他の避難所の情報を提供	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
	在宅避難者への対応	・ペットを飼養する在宅避難者への支援	都道府県または現地動物救護本部、社会福祉担当部局、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
9. 特別な配慮が必要な人への対策	補助犬の利用者と要配慮者への対応	・社会福祉担当部局との情報共有 ・補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が同居できる環境の確保	都道府県または現地動物救護本部、社会福祉担当部局、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
10. 物資等の輸送、供給対策	ペット関連物資の支援要請と確保	・広域支援については、都道府県または現地動物救護本部と調整	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、民間	<input type="checkbox"/>
11. ボランティアとの協働活動	ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア)	・飼養者のニーズの把握 ・都道府県または現地動物救護本部への相談・要請(特に専門ボランティア) ・社会福祉協議会等への要請(特に一般ボランティア) ・ペットボランティアの受入れ	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、社会福祉協議会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
15. 仮設住宅	仮設住宅におけるペットの飼養環境の整備	・都道府県または現地動物救護本部との連携 ・ペット受入れ状況の確認 ・ペットの受入れが可能な仮設住宅の情報提供	都道府県または現地動物救護本部、施設管理者、防災担当部局、住民	<input type="checkbox"/>

(4) 「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づく解説

ここでは、(2)、(3)のチェックリストに記載された項目の重要な事項について、「人とペットの災害対策ガイドライン」での記載を基に解説します。

■ 【災害対策本部の組織・運営、通信の確保】災害対策本部と連絡体制の構築

これまでの災害では、避難動物に関する情報の収集と整理が後回しになることが多く、個別に、情報だけが関係部局に寄せられ、被害や避難の全体像が把握できずに円滑な対応や支援が困難となる状況が多く生じました。このような混乱を避けるために、災害対策本部の主体となる防災担当部局や、ペットの飼養者が要配慮者である場合に連携が必要となる社会福祉担当部局などと平時から連携体制を構築することで、人の情報に連動した情報収集や情報の共有が可能になります。そのために災害時の関連部局間の連携の方法を各自治体であらかじめ準備し、ペットに関する情報窓口の一元化や対応要員の確保、関係各部局との連絡体制の整備を検討しておく必要があります。

■ 【被害情報の収集】ペットに関する窓口設置の検討

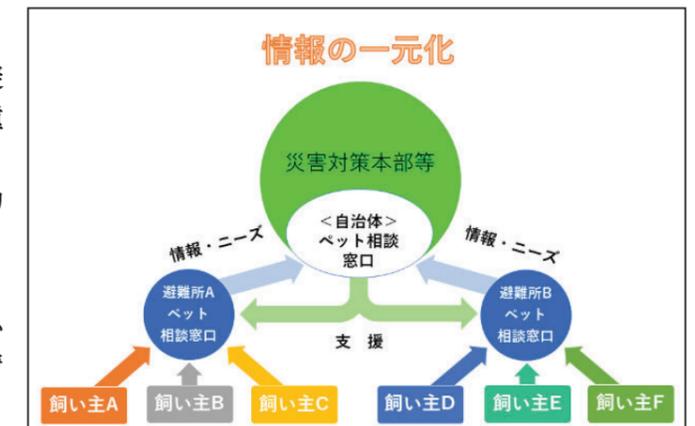
自治体は円滑な被災者支援を行うために、ペットに関する相談窓口を設置し、被災ペットに関する情報を効率的に収集することが重要です。相談窓口は情報収集と発信とを一元化するために、自治体のペット担当部局内に置かれることが望ましく、相談窓口で情報が集約されることで、避難所ごとに飼い主の会や担当者がニーズをまとめ、効率の良い情報収集と効果的な支援の実施が可能となります。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先で必要な支援内容などの正確な情報を収集するとともに、自治体等の支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供・発信する拠点としても重要な役割を担います。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援の枠組みによる対応を他自治体等に要請するなどの検討が必要になります。

<収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況(避難者の氏名、ペットの種類、頭数)
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされる期限
- ・ その他連携体制の中で、必要となる事項に関する情報



<提供する情報の例>

(避難所向け)

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報

(関係団体向け)

- ・ 支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

(社会全般向け)

- ・ 現段階で把握している状況
- ・ 今後の予定
- ・ 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）

■ 【応援の受入れ】広域支援・受援体制の整備

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合は、災害への備えを十分に取っていた場合でも、都市機能が停滞する中で、災害救援活動の開始が困難になります。

このため各自治体は、災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制や受援体制が取れるように、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時の相互応援協定等を締結し、相互に連携し協働することが必要です。さらに円滑な支援・受援を行うためには定期的に訓練をして問題点を洗い出すなど、作業工程を十分に検討しておくことが重要です。今後の発生が予測されている広域災害を視野に置き、広域の支援・受援が相互に行える自治体間等の共助（互助）としての体制整備を進める必要があります。

■ 【救助・救急活動】動物救護本部の設置手順の検討

大きな災害ではペットが飼い主のもとから逸走することがしばしば起こるため、放浪動物の保護は公衆衛生上でも重要です。また災害時には精神的に落ち着かず、平常時とは違った行動をとるペットが多くなるため、負傷することもあり、これらへの対応や飼い主の不安に対しても、獣医師等の専門家によるアドバイス等が必要になります。

このことから動物救護本部は発災後の早い時期に立ち上げて活動を開始することが望まれます。また放浪動物を収容するためには施設が必要になるため、極力既存の施設を利用するように、平時から準備しておくことが重要です。

■ 【避難所等、被災者の生活対策】同行避難を想定した災害別ハザードマップの整備

多くの自治体ではこれまでにハザードマップ等が整備され、発災時の被災想定地域や避難場所についての普及啓発が行われてきました。しかし、同行避難を想定した避難所の所在や災害別に避難所をわかりやすく示したものはまだ多くありません。自治体は、避難所運営組織との協議等を踏まえ、災害別のハザ

ードマップの整備やペットの同行避難者の受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備を進めておくことが重要です。

■ 【避難所等、被災者の生活対策】ペットの受入れが可能な避難所の整備

自治体は、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、指定避難所や応急仮設住宅で飼い主がペットを適正に飼養管理出来るように、指定避難所でのペットの受入れや応急仮設住宅での飼養などについて、体制を整備する必要があります。一方これまでの災害では、指定避難所で実際にペットを受入れるかどうかは避難所ごと（避難所運営組織、避難所運営管理者）の判断とされることが多く、同行避難を推奨する国と、指定避難所での受入れ態勢の間にはずれが生じてきました。自治体は、同行避難者の受入れに関する調整や必要な物資の備蓄などについて指定避難所の運営組織や管理者等とあらかじめ協議し、災害時の対応を調整しておくことが必要です。

■ 【避難所等、被災者の生活対策】在宅避難者への対応方法の検討

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、避難所では在宅避難者の把握が困難なため、平時から狂犬病予防法に基づく犬の登録状況などから、避難所を中心とする地域での在宅避難者の数を予測し、支援情報等を発信することが必要になります。在宅避難者は、避難所への避難者と比べ支援物資や飼養管理等に関する情報を入手する機会が少ないため、在宅避難者に対しては、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかけることや、物資の分配や情報の告知の方法などを工夫し、避難所での対応との間に差が生じないように配慮することが必要です。

なお、飼い主が避難所等に避難して、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通うこととなりますが、二次災害の危険がある場合には、別の方法を促すことが重要になります。

■ 【避難所等、被災者の生活対策】既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討

動物救護施設は、災害時に、ペットの一時預かりや、保護・収容した負傷動物、放浪動物を飼養管理する際に必要となります。自治体等は、災害の規模が大きいなどで既存の保健所や動物愛護センターなどの施設の活用だけでは保護動物の収容や管理には不十分だと考えられる場合は、施設を増設するか、新たに設置する必要があります。しかし、発災後は他の復旧・復興事業により建築資材の不足や工事業者の不足なども起こるため、まずは既存施設の活用を前提としたシミュレーションを行い、災害時の被災ペット救護施設の確保を行うことが大切です。なお、新しく建築する場合には、平常時の施設の利用や運営費、職員配置等についても留意する必要があります。

※4. で常設の動物救護施設の一例を紹介します。

■ 【特別な配慮が必要な人への対策】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬の飼養状況の把握)

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいいます。身体障害者補助犬は、ペットとは異なり法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、これを拒んではならないことが法律で定められています（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言います。したがって身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受入れることが必要です。

日頃から関係部局と連携を取り、地域ごとの補助犬の飼養状況を把握しておくことで、避難所での円滑な受入れが可能になります。

■ 【特別な配慮が必要な人への対策】 ペット飼養者が要配慮者である場合の連絡体制の構築

※「災害対策本部との連絡体制の構築」を参照してください。

■ 【物資等の輸送、供給対策】 備蓄品の確保

災害発生時に、速やかにペット対策活動を開始するためには、平常時から必要な物資を備蓄しておく必要があります。物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所など、災害時にペット対策活動の拠点施設になると考えられる場所が良いとされていますが、発災直後は、交通網が寸断し救援車両やガソリン、物資が不足するなど、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要があります。また、発災初期の段階では人への物資支援が優先され、被災ペットへの支援物資は後回しになりがちです。特に、ケージ類はすぐに支援できる台数の確保が難しいことも多いため注意が必要です。そのため、指定避難所等への同行避難を想定した物資の備蓄についても自治体と避難所の運営組織が連携して検討しておくことが重要です。

■ 【ボランティアとの協働活動】 ペットボランティアの育成・登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会等を開催し、必要な人材を育成しておくことが大切です。講習会の受講生を登録ボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請することが可能になります。ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドックトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分

され、それぞれ役割が異なります。そのため、自治体はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく必要があります。また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入りますが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範が明確ではありません。現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要があります。前述のボランティア講習会などと併せ、ボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行っておくことが重要です。災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要であり、自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となります。

※環境省では「人とペットの災害対策ガイドライン - ボランティアの活動と規範 -」を作成し、自治体に配布しています。

■ 【仮設住宅】 ペットの飼養が可能な仮設住宅の整備

避難生活の中で飼い主とペットと一緒に暮らせることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考えられます。しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠です。応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出ることが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、避難生活者間の共通理解を築く必要があります。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペット飼養のルールづくりや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施することが必要です。

また、応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料で物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続してペットが飼養できる環境づくりを行いましょ。なお、復興住宅に移行する際のペットの飼養については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、働きかける必要があります。

4. 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練の実施状況

環境省は平成29年度～令和2年度にかけて、地震等の大規模災害が生じた際に、支援する側と援助を受ける側の間に発生する課題等を検証・整理し、自治体が大規模災害の発生に備えるためのモデル図上訓練を全国の8ブロックで実施してきました。ここでは、各ブロックで行われた訓練の内容と、訓練から見えてきた課題を整理して紹介します。

(1) モデル図上訓練の実施状況

図上訓練の目的

- 近年は全国的に広域災害が発生しているため、広い範囲での災害対応について考える必要がある
- 被災者の安全を確保する観点からも、災害発生時におけるペットとの避難や避難生活について事前に準備しておくことが必要である
- 特に大規模災害時には、県外からの支援が重要であり、災害時における広域支援等に係る問題点を確認・整理して大規模災害に備える必要がある



動物管理関係事業所の全国の8ブロックで類似した図上訓練を実施県の主導で実施

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック(徳島県)：平成29年11月14日> 南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法
支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

○課題及び目標

- 被災自治体
【課題】必要とする支援内容は何か？
支援を受ける際に、課題となることは何か？
【目標】・受援体制の整備(人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する)
→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付
- 支援自治体
【課題】被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？
支援する際に課題になることはないか？
【目標】・支援体制の整備(支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択)
- 獣医師会
【課題】獣医師会としてどのような支援ができるか？
他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？
【目標】・避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施
- ボランティア団体・個人等
【課題】どんな救護活動ができるか？
救護活動の際に課題になることは何か？
【目標】・ペットフードや用品の支援
・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用

○今後の取組

- 市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- 市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言



参加者：四国ブロック自治体(香川県、高松市、愛媛県、高知県)、兵庫県、徳島県内市町村(徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町)、近隣獣医師会(徳島県、香川県)、ペットフード関係企業(株式会社貴志商店)、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校、徳島県動物愛護推進員、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

<九州ブロック(熊本県)：平成29年11月22日> 平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

○訓練方法
受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

○課題

<発災初期(発災日～2週間)>

- 受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)
熊本地震ペット対策救護本部の速やかな設置もしくは(仮)対策本部の設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請
ペット対協との連携、義援金口座の開設、必要支援物資の把握と必要な要請
- 支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)
九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時から支援可能物資の把握
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)
- 県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)
初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

<発災後期(2週間～4ヶ月)>

- 受援側
長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救護センターの開所、動物愛護推進員との連携
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請
- 支援側
支援物品などの調達、熊本地震ペット救護センターの関係機関との調整
- 県外獣医師会
一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

＜中部ブロック（三重県）：平成29年12月22日＞

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間～10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

○到達目標

●被災県

災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町との連絡調整

【課題】 情報収集と発信（方法・対象）

- 【目標】
- ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
 - ・得られた情報を整理し、必要な支援を外部（他府県や国等）に要請できるか（受援体制整備）
 - ・市からの要望に対応できるか（支援体制整備）
 - ・関連団体（獣医師会等）とのすみやかな連携が図れるか



●被災市町

避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整

【課題】 情報収集と発信（方法・対象）

- 【目標】
- ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
 - ・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか（受援体制整備）
 - ・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか（受援体制整備）



●支援県

近接の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整

【課題】 情報収集と発信（方法・対象）

- 【目標】
- ・被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか
 - ・連携する自治体間の連絡調整（コーディネーター）を行う役割を設定することができるか
 - ・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか
 - ・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか

参加者：中部ブロック自治体（三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、豊橋市、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県）
 兵庫県、三重県内市町（四日市市、津市、南伊勢町）、近隣獣医師会（三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県）
 三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護管理推進協議会、環境省
 専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
 公益社団法人東京都獣医師会（特定非営利活動法人アニス） 平井 潤子氏
 三重大学大学院工学研究科 川口 淳氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(北海道ブロック)

＜北海道ブロック（北海道）：平成30年12月21日＞

厳冬期に十勝沖で地震が起こったことを想定し図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日目まで、発災4～7日目を想定して訓練を行った。

○課題及び想定

＜発災3日目まで＞

【課題】 避難所にいる被災ペットの数を把握せよ ※停電、断水、通信不可（携帯電話のみ）

【想定（経時的な対応）】

- 1、（受援側のみ情報）多くの建物が倒壊、沿岸部は津波により破壊的被害、各地に避難所が開設
- 2、（受援側のみ情報）避難所では、数頭の犬が屋外に繋がれている
- 3、（受援側のみ情報）報道では十勝管内での避難所は約300カ所開設され、避難者は3万人を超えている模様
- 4、（支援側のみ情報）災害対策本部より、避難所数340カ所、避難者数34,000人という情報が入る



＜発災4～7日目＞

【課題】 被災ペットを凍死から守れ ※ガソリン、燃料の欠乏

【想定（経時的な対応）】

- 1、（受援側のみ情報）ほとんどの避難所で、ペットは屋外保管されていた。避難所で、小型や短毛の種類の犬猫が凍死している
- 2、（支援側のみ情報）避難所の敷地内で凍死した動物の写真がSNSに投稿、拡散
- 3、（受援側のみ情報）避難所で、動物を屋内に入れたことから 動物嫌いの避難者とのトラブルが発生



- 受援側（北海道十勝総合振興局、大樹町、芽室町、十勝獣医師会、北海道内の動物愛護団体、環境省（釧路自然環境事務所））
- 支援側（北海道庁、札幌市、旭川市、函館市、北海道獣医師会、札幌市小動物獣医師会、日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省）

参加者：北海道ブロック自治体（北海道、札幌市、旭川市、函館市） 北海道内町（大樹町、芽室町）、北海道獣医師会、札幌市小動物獣医師会
 日本動物愛玩動物協会北海道支所、北海道内の動物愛護団体、環境省
 オブザーバー：東北ブロック自治体（青森県、青森市、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、福島県、郡山市、いわき市）
 北海道内市町（小樽市、富良野市、留萌市、羽幌町、恵庭市、江別市、石狩市、千歳市、北広島市、室蘭市、登別市、南幌町、今金町）
 北海道動物愛護推進員、北海道獣研士会
 専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
 公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(関東甲信越静ブロック)

＜関東甲信越静ブロック（静岡県）：平成31年1月18日＞

静岡県東方沖での地震及び津波を想定し図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災7日目まで、発災7～28日目を想定してグループワークを行い発表を行った。

○課題

＜発災7日目まで＞ ※被災地の被災動物に係る情報が全くない（発信されない）

●受援側

- ・被災動物救護本部の設立
- ・放浪動物やペット同行避難に係る情報収集



●支援側

- ・協定に基づく仮救護本部の設置
- ・被災地の情報収集



＜発災7～28日目＞

●想定される支援要請

- ・【人員】 獣医師10人 被害状況・情報収集等（避難所回り）
- ・【人員】 一般者2人 県庁及び被災動物救護本部での窓口対応等
- ・【人員】 ボランティア2人 動物愛護センターでの動物飼育補助
- ・【物資】 負傷動物等の治療に係る医療用品（薬剤、ガーゼ、包帯等 300頭分）
- ・【人員】 獣医師5人 放浪動物の捕獲収容
- ・【人員】 一般者6人 支援物資の保管・整理
- ・【人員】 VMA T 獣医師や看護師、主に避難所等に出向き飼育動物に関する相談や負傷動物の応急措置
- ・【物資】 避難所における飼育用品（テント50張、ケージ500個、フード、水等、2000頭分）

- 受援側（静岡県、静岡県内市、静岡県獣医師会、静岡県動物保護協会、静岡県動物愛護推進員/神奈川県内市、横浜市獣医師会、川崎市獣医師会）
- 支援側（その他の県市、地方獣医師会）

参加者：関東甲信越静ブロック自治体（静岡県、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉市、川崎市、川口市、千葉市、船橋市、柏市、東京都、横浜市、川崎市、相模原市、横濱市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、長野市、静岡市、浜松市）
 静岡県内市（三島市、麻枝市、磐田市）、静岡県動物保護協会、静岡県動物愛護推進員
 近隣獣医師会（静岡県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）、環境省
 専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
 公益社団法人東京都獣医師会（特定非営利活動法人アニス） 平井 潤子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(東北ブロック)

＜東北ブロック（秋田県）：平成31年2月5日＞

秋田県沖の地震及び津波を想定し図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災4日後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

○課題

＜広域的な支援・受援について＞

●受援側

- ・現状は？（受援体制は検討しているか？）
- ・どのように被害状況を把握し、必要な支援を整理するのか？
- ・どのように支援を要請するのか？
- ・どのように支援を受けるのか？
- ・今後の課題や今解決しておくべき問題点は？



●支援側

- ・現状でできることは何か？
- ・効果的な支援をどのように行うか？
- ・効果的に支援を行うため課題は？
- ・支援を行うために解決しておくべき問題点は？

＜避難所におけるペット同行避難者への対応について＞

●受援側

- ・現状は？（同行避難を想定しているか？）
- ・同行避難が困難な場合はどうするのか？
- ・避難所をどのように管理していくのか？
- ・今後の課題や今解決すべき問題点は？



●支援側

- ・現状でできることは何か？
- ・どのような支援をどのように実施できるのか？
- ・今後の課題や今解決しておくべき問題点は？

- 受援側（秋田県、秋田県内市町、秋田県獣医師会）
- 支援側（青森県、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、山形市、福島県、郡山市、青森県獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、山形県獣医師会、福島県獣医師会、秋田県動物愛護推進協議会、秋田県動物愛護推進員、環境省）

参加者：東北ブロック自治体（秋田県、青森県、八戸市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、山形県、山形市、福島県、郡山市）
 秋田県内市町（秋田市、男鹿市、三種町、能代市、由利本荘市、鹿角市、五城目町、美郷町）
 秋田県動物愛護推進協議会、秋田県動物愛護推進員、近隣獣医師会（秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）、環境省
 専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
 公益社団法人東京都獣医師会（特定非営利活動法人アニス） 平井 潤子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中国ブロック)

<中国ブロック(岡山県) : 令和元年11月22日>

南海トラフ地震を想定し
図上訓練

○訓練方法

現地対策本部・各避難所に分かれて、発災24時間後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

○課題及び想定

<発災24時間経過後>

※施設によりライフラインの被害あり、インターネット・通信可、台風接近、余震が続いている状況

【課題1】シェルター設置・設計

・設定された避難場所等動物収容場所を設計し、配置(人、動物にとって安全な設計をせよ)。

【課題2】物資等の要求、避難所運営

・資材は役場を通じて現地対策本部に要求(物資は限られており、臨機応変な対応が必要)。
・途中で起こるイベントに対応せよ。

※ハブニングカード及び役者(地元国会議員、マスコミ、ペット同居希望者、ペット嫌い被災者、動物愛護団体)が各班にランダムに登場

【役者による採点項目】

- ・イベントに対する対応者が適切か(役割分担ができていないか)。
- ・対応者の自己紹介があったか。
- ・適切な場所に対応したか。
- ・必要事項を説明したか。

●現地対策本部(岡山市、倉敷市、広島県、山口県、下関市、鳥取県、島根県)

●各避難所(岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤松市、真庭市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、里庄町、広島県、福山市、呉市、鳥取市、松江市、岡山県動物愛護推進員)



参加者：中国ブロック自治体(広島県、福山市、呉市、山口県、下関市、鳥取県、鳥取市、島根県、松江市)、岡山県内市町村(岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤松市、真庭市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、久米南町、美咲町、里庄町)、岡山県愛玩動物協会、(公財)岡山県動物愛護財団、(公社)岡山県獣医師会、環境省
専門家：新潟県 福祉保健部生活衛生課 課長補佐 遠山 潤氏
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アナイス) 平井 潤子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(近畿ブロック)

<近畿ブロック(奈良県) : 令和元年12月24日>

奈良市西部を中心とした地震を想定し
図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災24時間後以降を想定してグループワークを行い発表を行った。

○課題

<避難所運営体験(HUG)>

【課題】避難してきた地域住民として避難所運営に参加せよ

※ライフライン不通、下水道不明、電話はほとんど通じない状況

●避難所の備蓄、想定

- ・非常用発電装置なし ・仮設トイレなし ・テント2張(3.6x5.4m)がある
- ・調理室なし ・備蓄食料なし ・教護所は設置されていない

●避難所のルール

- ・要配慮者への配慮(移動が少なくすむよう出入口に近い場所を確保。女性への配慮)。
- ・車での避難者(炊き出し、仮設トイレ設置等の場として関係車両以外駐車禁止。やむを得ない場合は職員駐車場可)
- ・ペット対応(避難所運営マニュアルに沿う。原則住居スペースのペット持込禁止)。
- ・使用禁止エリア(図工室、職員室、事務室、校長室、応接室、保健室)

<県動物救護本部の役割と支援・受援体制について>

【課題】奈良県動物救護本部における現状での支援・受援体制の流れを確認し、課題や問題点、改善案を検討せよ



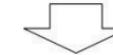
参加者：近畿ブロック自治体(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、大津市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、環屋川市、西宮市、明石市、和歌山市)、奈良県内市町村(奈良県、奈良市、大和郡山市、天理市、五條市、生駒市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町)、兵庫県獣医師会、京都府獣医師会、滋賀県獣医師会、奈良県獣医師会、和歌山県獣医師会、神戸市獣医師会、西宮市獣医師会、奈良県社会福祉協議会、上牧町社会福祉協議会、社会動物福祉協会、Dog's Smile、奈良県動物愛護推進員、環境省
専門家：新潟県 福祉保健部生活衛生課 課長補佐 遠山 潤氏
公益社団法人東京都獣医師会(特定非営利活動法人アナイス) 平井 潤子氏
奈良県防災士会 理事長 橋村 信吉氏
一般社団法人社会動物福祉協会 理事長 岡本 文利氏

(2) モデル図上訓練から見た課題

平成29~令和元年度 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック(実施自治体)	実施日	訓練内容
四国ブロック(徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練
九州ブロック(熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練
中部ブロック(三重県)	平成29年12月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練
北海道ブロック(北海道)	平成30年12月21日	厳冬期に十勝沖で地震が起きたことを想定し図上訓練
関東甲信越静岡ブロック(静岡県)	平成31年1月18日	静岡県東方沖での地震及び津波を想定し、図上訓練
東北ブロック(秋田県)	平成31年2月5日	秋田県沖の地震及び津波を想定し、図上訓練
中国ブロック(岡山県)	令和元年11月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練
近畿ブロック(奈良県)	令和元年12月24日	奈良市西部を中心とした地震を想定し、図上訓練

8ブロックによる図上訓練による課題



- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 地域のペット名簿を作る等して、地域の中で避難していないペット飼養者を把握できるよう努める。
- 事前に細かなこと(支援物資の仕分け、運搬方法等)まで決めておく必要がある。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救護本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- 災害時に利用できる施設について、有事のレイアウトをあらかじめ決めておく必要がある。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。
- 県等と政令市等は災害時の連携を平時から考えておく必要がある。
- 情報が集約する方法を考えておく必要がある。情報の収集システムを構築しておく必要がある。
- 組織横断的な連絡網を整備しておく必要がある。
- 関係する組織が平時に良好な関係を構築しておく必要がある。

事例紹介

常設の動物救護施設の事例

動物救護施設は、災害時に飼い主からの一時預かりや、保護・収容した負傷動物や放浪動物を飼養管理する際に必要となり、これまでの災害では、動物愛護センター等の既存施設を利用した事例や、新たに施設を設置した事例があります。環境省が行ったモデル図上訓練においても、「動物救護施設の設置」をどうするかという課題が挙げられました。



動物救護施設の設置は、限られた資金や時間を効率的に活用し、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要があるため、緊急対応が求められる災害の状況下においては、被災自治体にとって大きな負担となることが考えられます。

九州動物福祉協会では、そのような状況を鑑み、災害時の広域支援を目的として大分県九重町に日本初の常設ペットシェルターを開設しています。

九州災害時動物救援センターとは？

九州災害時動物救援センターは、平成 25 年に環境省が発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に沿った広域支援の拠点として、九州動物福祉協会が大分県九重町に開設した日本初の常設ペットシェルターです。

東日本大震災をはじめ近年頻発する大規模災害時の家庭動物への対応は、多くの災害現場で被災者の重い負担となります。発災直後のペット一時預かりなどの初動対応支援は、被災した飼い主の生活再建をスムーズにするだけでなく、環境の変化に弱い動物たちの負担も軽減することができます。

また常設の強みを活かし、平常時には災害対応を想定した研修等によるボランティア人材育成やネットワークの構築、リタイアした使役犬などの保護活動などに施設を活用しています。

災害時 被災したペットの受け入れ・一時保護など
平常時 災害時の活動を想定した人材育成・リタイアした使役動物の保護など

引用：(一社)九州動物福祉協会 ホームページより
<https://kaws.jp/kdarc/>

九州災害時動物救援センターの概要

1. 施設概要について

(1) 設置主体：一般社団法人 九州動物福祉協会

(2) 施設の規模

- 敷地面積：約 10000 坪（のり面を除く）
- 各施設の面積：
 - ・ 管理棟 240 m²（1 階は事務所及び診察部屋、2 階はボランティア用に使用）
 - ・ 犬舎 A 22 m² × 2 棟
 - ・ 犬舎 B 24 m² × 3 棟
 - ・ 犬舎 C 40 m² × 1 棟
 - ・ 犬舎 D 30 m² × 2 棟
 - ・ 犬舎 E 22 m² × 5 棟
 - ・ 犬舎中 40 m² × 1 棟
 - ・ 犬舎大 100 m² × 1 棟
 - ・ 猫舎 A 22 m² × 1 棟
 - ・ 倉庫 40 m² × 1 棟
 - ・ その他、ボランティア宿泊用施設（20 名収容）を完備
- 収容可能頭数：イヌ 200～300 頭、ネコ 20～30 頭
- 施設の工夫：
 - ・ 立地上、夏期は涼しいが冬期は冷え込むため、温泉を利用した床暖房システムを一部の犬舎に備えている。
 - ・ 以前より汚水槽を完備しており、し尿等の問題もない。



(3) 取得手続き等

- 建設許可関係：
 - ・ 九州電力が保養施設（キャンプ場）として利用していた用地を借用。
 - ・ 管理棟などは既存の施設をリフォーム（構造変更無し）して使用しているため建築許可申請等は不要であった。
 - ・ 犬舎等については人間用の住居（宿泊施設）として使用しないため建築確認申請は不要。
 - ・ 施設周辺は別荘地となっており、周辺住民への説明を行った他は特になし。

2. 運営について

(1) 組織体制について

運営主体：(一社)九州動物福祉協会

助成：(公社)日本獣医師会、九州地区獣医師会連合会

(2) 物資の確保について

各被災自治体の災害対策本部等からの支援と企業・団体・一般からの現物寄附による。

(3) 運営資金について

- ・ 一般寄附、九州動物福祉協会賛助会費、その他講習会等の事業利益による。
- ・ 改修費用は(公社)日本獣医師会の義援金（熊本地震）、(一社)九州動物福祉協会が負担。

(4) 施設の運営管理について

- 常勤スタッフと役割（獣医師、事務担当、飼養管理など）：
 - ・ 獣医師 1名（週一日程度）
 - ・ 飼養管理者 1名
 - ・ 施設管理者 1名
- ボランティアとの協働体制（提携団体の有無など）：
 - ・ 地元ボランティア 2名（飼養管理補助）
- シェルターメディスンへの取り組み（群管理指針）：
 - ・ シェルター管理の基本は、それぞれの群（ぐん）に分けての管理だが、センターには多くのコテージがあり、動物の種類や大きさ、性格、年齢、病状によってケアやスタッフを細かく分けることができる。
 - ・ また、センターではワクチン接種や寄生虫の駆除が済んだ犬猫が搬入されることが多いため、伝染病が蔓延することもない。万が一、予防が済んでい

ない場合には、センターにて予防を実施し、一時的に隔離する部屋も準備されている。

- ・ 開所以来、犬パルボウイルス感染症や猫汎白血球減少症、コクシジウム症などが発生したことはない。
- 自治体等との協定等について
 - ・ 九州地区獣医師会連合会との協力体制をもつ。
 - ・ 民間との協力体制は特になし。
- 一時預かり体制について
 - ・ 対象となる動物の定義（飼い主の有無や保護動物の受入れ）：
 - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
 - 基本的には飼い主のいるペットについて一時預かりを行う。
 - ・ 一時預かり依頼書等、取り決めについて
 - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
- 飼い主への対応について
 - ・ 同意書等の取り決めについて
 - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。
- 譲渡について
 - ・ 同意書等の取り決めについて
 - 被災自治体が設置するペット救護本部の基準による。

(5) 施設での取組について

- 常設シェルターとしての施設の活用方法や役割について：
 - ・ 飼い主の入院などで一時的に飼養できなくなったペットについて、一時預かり対応を行うことがある。
 - ・ 敷地内のドックランについては、アジリティの国際大会等に出場するチームの練習用に活用してもらうこともある。
 - ・ 受入対象地域は特に定めていない。
- 今後の予定：
 - ・ 引退後の実験動物などの受入を検討している。
 - ・ 今春から登録ボランティアの制度を開始、現在はまだ数人の登録だが行政のボランティア登録制度との連携ができるよう働きかけを行っている。
- 課題や問題点：
 - ・ 平時の活動は世間の目が向きにくくサポートがほとんどない。
 - ・ 飼い主によってペットに対する考え方の違いが大きい。
 - ・ 犬猫以外のペットの受入れに対応できない。
 - ・ 本来であれば行政事業として行われるのがいいと考えている。基本思想と

しては全国に同様の施設が整備される必要があるとの考えから始まったもの。全国のブロック単位でこういった施設があるのが理想。

- 人材育成セミナーなど
 - ・ 昨年度地元のペット飼養者を対象としたしつけ教室を開催したが人が集まりづらかった。
 - ・ 愛護推進員向けのセミナーを開催している。
- 熊本地震対応
 - ・ 犬 50 頭、猫 20 頭（いずれも延べ頭数）の一時預かりを行った。
 - ・ うち 5 頭程度が飼養放棄となった。飼養放棄された個体についてはトレーニングを行い、希望があれば譲渡を行った（最終的に全頭を譲渡）。

5. チェックリストのまとめ

この冊子では、市区町村が緊急避難場所等でのペットの同行避難者の受入れや避難場所等での対応に際して特に重要と思われる事項を中心に、災害時の対応を主導する市区町村等の防災担当部局の担当者が、都道府県等の動物愛護管理部局と連携を取りながら、取り組むべき事項等を解説してきました。

重要な部分は強調してありますが、なお不足している事項もあることと思います。世界中で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、この一年で、人々がこれまでの生活様式を変えねばならない状況に陥ったように、今後も生活環境の変化により災害への対応も変わらざるを得ない状況が予想されます。

ここでは、第1項、第2項で解説してきたチェックリストを再度下記にまとめましたので、もう一度災害への準備や対応を確認していただき、今後の改善に向けた資料として活用いただければと思います。

ペット同行避難者の受入れと避難所での対応チェックリスト

項目	確認事項	本文の記載ページ	<input checked="" type="checkbox"/>
ペット同行避難者の受入れ			
緊急避難場所等での準備	・ 飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースは準備できていますか。	P5	<input type="checkbox"/>
	・ 緊急避難場所等は誰もが利用できる場所ですか。	P5	<input type="checkbox"/>
	・ ペットを連れた被災者等への対応が十分に整理され、職員にも周知されていますか。	P5	<input type="checkbox"/>
	・ 緊急時に提供できる、ペットが最低限、雨風をしのげる場所を確保していますか。	P5	<input type="checkbox"/>
防災無線やSNSでの発信	・ 効果的に避難を促すために、ペットとの同行避難を含めた伝達情報を定めていますか。	P5	<input type="checkbox"/>
	・ 住民に避難を促すための手段を複数準備し、住民に周知してありますか。	P5	<input type="checkbox"/>
	・ 住民への情報の伝達手段にSNSの利用を導入し、周知していますか。	P5	<input type="checkbox"/>
要配慮者への対応	・ 視覚障害、聴覚障害を持つ方と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への対応準備はできていますか。	P6	<input type="checkbox"/>
情報の周知	・ 以上のような情報が担当職員や住民に周知されていますか。	P6	<input type="checkbox"/>
避難所におけるペット連れ被災者への対応			
事前の情報提供	・ ペットの受入れが可能な避難所等、受入れができない避難所等の所在を公表していますか。	P9	<input type="checkbox"/>
	・ 避難所等を運営する防災担当部局はペット等を扱う動物愛護管理部局と十分に連携していますか。	P9	<input type="checkbox"/>
アレルギーを持つ方等への対応	・ 避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えていますか。	P10	<input type="checkbox"/>
ペットの預け先等の準備	・ ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してありますか。	P10	<input type="checkbox"/>
支援要請先の確保	・ 獣医師会や愛護団体などとの連携体制はできていますか。	P10	<input type="checkbox"/>

参考例 1

被災者の皆さま、特に動物アレルギーのある方
動物が苦手な方
ペット（使役犬）と同行避難された方

（表面）

大変な状況の中での避難、お疲れ様です。

避難所の担当者が到着し次第、皆様をご案内しますので、

それまでの間は以下に従い行動して待機しててください。

××避難所担当（連絡先）

- 全ての避難者の方は当館の（例：体育館）に向かってください。

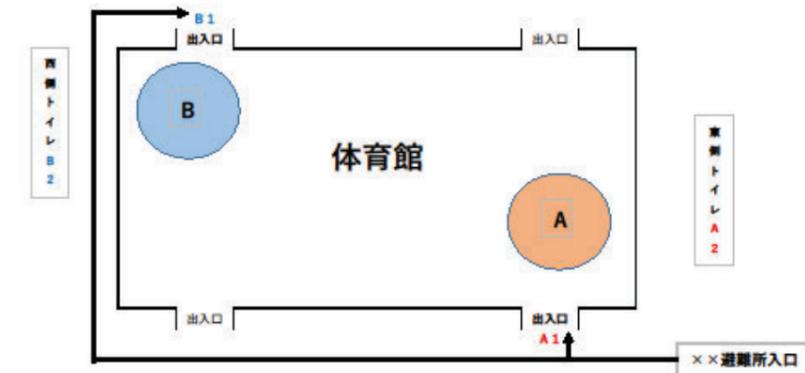
（避難所全体の見取り図で動線を指示）

- ○重度の疾病を持つ方、重度の動物アレルギーの方、動物が苦手な方は体育館のA近くに滞在して出入口はA1、トイレはA2を使用してください。
- ○使役犬やペットと同行避難された方はB近くに滞在していただき、出入口はB1、トイレはB2をご使用ください。
- そのほかの避難者の皆さまには、特に場所の指定はありませんので、体育館内の空いた場所に滞在してください。

被災者の皆さま、特に動物アレルギーのある方
動物が苦手な方
ペット（使役犬）と同行避難された方

（裏面）

×× 避難所体育館見取り図



注意事項

1. 皆さまそれぞれの避難場所については、災害直後の緊急措置として、場所を指定して滞在をお願いしております。従いまして今後移動をお願いすることも生じますのでご了承ください。
2. ペットと同行避難された方は、ペットが他の人や動物に慣れていて、集団行動の中でも問題を起こさないことを条件に飼い主様との同居を認めています。従いましてペットの行動等を原因としての問題が発生した場合は、ペットを他の場所で飼育していただくことがありますので、ご了承ください。

人とペットの災害対策ガイドライン
災害への備えチェックリスト

令和3年(2021年)年3月発行

発行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL : 03-3581-3351

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。